

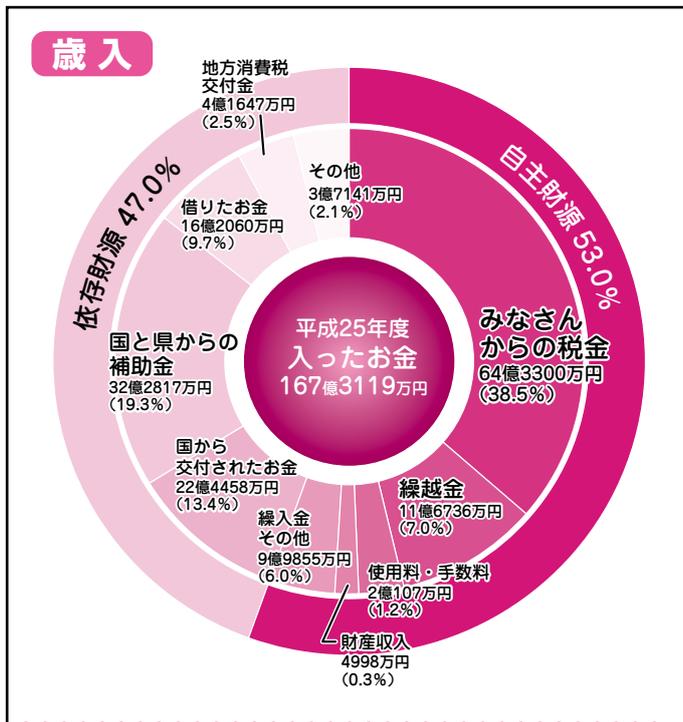
平成25年度一般会計決算を認定

9月定例会

市の主要施策を検証

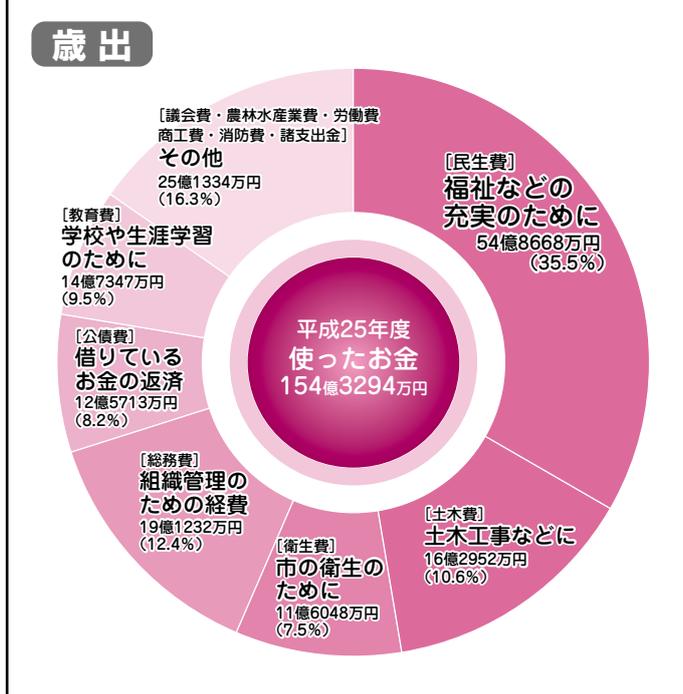
歳入総額 167億3119万円 (前年度比0.5%減)

歳出総額 154億3294万円 (前年度比1.3%減)



歳入

自主財源である市税は、64億3300万円。法人税の減少があったが、たばこ税の増(税率改正)により、税収は前年度より0.1%の増となりました。市税の収納率(徴収)は95.07%と、前年度より1.6%の増となりました。また、収入未済額、不能欠損額が減少しています。国からの地方交付税は約1億円の減となっています。



9月定例会は、9月1日から9月26日までの26日間にわたり開かれました。市長から平成25年度一般会計・特別会計決算の認定7件、条例関係9件、市道路線の認定・変更・廃止の3件、区域外道路の認定の承諾1件、一般会計・特別会計の補正予算7件、工事請負契約の締結1件、水道事業会計未処分利益剰余金の処分1件、及び人事案件2件が提案され、いずれも原案どおり認定・可決・同意しました。

また、議員提案による「手話言語法」制定を求める意見書を可決しました。

一般質問では、14人の議員が質問に立ち、市政をただしました。

市税の前年度比較 単位 千円・%

区分	平成25年度決算額	平成24年度決算額	増減率
市民税	3,087,686	3,120,083	△1.0
固定資産税	2,551,502	2,552,959	△0.1
軽自動車税	82,142	78,623	4.5
市たばこ税	432,189	395,050	9.4
都市計画税	279,478	281,764	△0.8
合計	6,432,997	6,428,479	0.1

平成25年度特別会計決算

会計名	歳入総額	歳出総額
国民健康保険特別会計	80億1882万円	75億 375万円
後期高齢者医療特別会計	4億4455万円	4億3521万円
介護保険特別会計	29億 289万円	28億2578万円
農業集落排水事業特別会計	3139万円	2924万円
公共下水道事業特別会計	10億1688万円	9億6099万円

幸手市が取り組む「ふるさと納税」は、県内、県外を含め2067件、寄附金額は2550万円となり、平成24年度より2.9倍と大幅な増となりました。

ふるさと納税

寄附金は
2550万円

前年度より2.9倍

歳出

平成25年度の歳出をみると、構成比35.5%をしめる民生費がトップで、次に総務費、土木費、教育費の順となっています。

安全・安心なまちづくり

○防災行政無線更新事業

防災行政無線（固定系）更新事業（アナログからデジタルに）災害時に防災情報を正確、迅速に市民へ伝達。全国瞬時警報システム（J-ALERT）と連

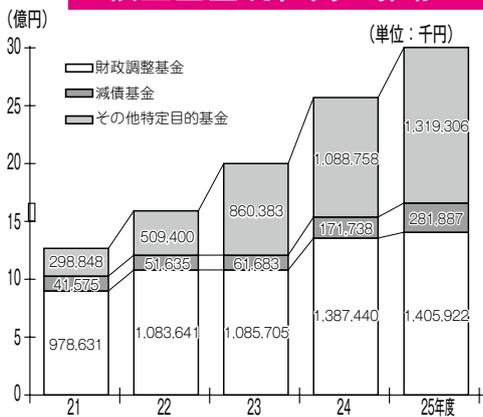
平成25年度ふるさと納税

	件数	寄附金受領額
県内	286件 (93)	4,176,000円 (2,268,000円)
県外	1,781件 (610)	21,325,801円 (6,483,510円)
合計	2,067件 (703)	25,501,801円 (8,751,510円)

() 内は前年度

寄附者には、幸手産のコシヒカリを記念品として贈りました。

積立基金現在高の推移

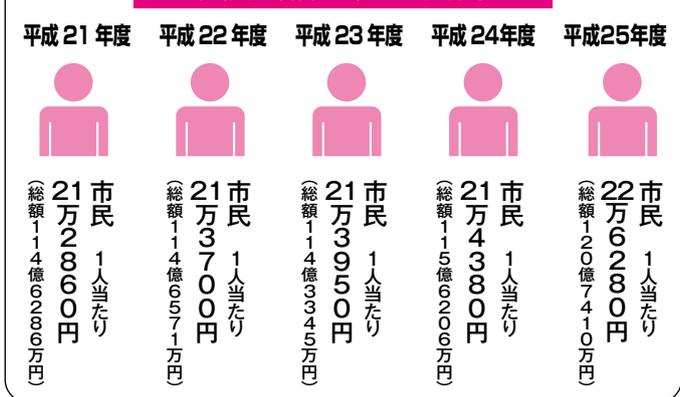


動し、24時間自動で緊急情報を提供。また、子局104か所の更新および子局を4か所増設。

○橋りよう長寿命化
橋りよう長寿命化調査設計業務委託。古川橋（下吉羽）の地質調査および予備設計業務。老朽化橋りようの長寿命化。

○小・中学校屋内運動場安全対策事業
市内小学校9校、中学校3校の全屋内運動場の非構造部材の落下防止対策として、バスケットゴール、照明器具等の取り付けを補強し危険回避を図りました。また、照明灯をすべて消費電力の少ないLED化。

市債（借金）の残高



賛成討論
・小林 順一 議員
・小河原浩和 議員
・大久保忠三 議員
3人による賛成討論が行われました。

平成25年度一般会計決算討論

学童保育室新設
学童保育室たんぼぼ（長倉小）の児童数増加から、安全な生活の場を確保するため、西中学校のプレハブ教室を改修しました。

子ども・子育て支援法制定に よる市の基準を定める

幸手市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を可決

子ども・子育て支援法の制定による児童福祉法の一部改正に伴い、条例において新たに放課後児童健全育成事業の設備および運営に関する基準を定めました。



学童保育



幸手市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例を可決

子ども・子育て支援法の制定による児童福祉法の一部改正に伴い、新たに家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業および事業所内保育事業の設備および運営に関する基準を定めました。

幸手市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例を可決

子ども・子育て支援法の制定に伴い、新たに特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めました。



保育所

**幸手市子育て応援基金
「3億円積立金」条例を可決**

子どもたちが健やかに育つ環境づくりを推進し、子育て支援のより一層の充実を図るため、幸手市子育て応援基金を設置しました。



**し尿処理施設基幹的設備改良工事7億8084万円の
工事請負契約の締結についてを可決**

し尿処理施設は、昭和57年度に稼動してから32年が経過し、施設の延命化を図ることから、基幹的設備改良工事を行います。工事内容は主処理設備工事他です。



**意見書案1号
「手話言語法」制度を求め
る意見書を可決**

平成23年8月に成立した「改正障害者基本法」では「全ての障害者は、可能な限り、言語（手話を含む）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められています。

手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、更には手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」を制定することを求める意見書を幸手市議会として「賛成全員」で可決され、衆参両院議長等に送りました。

人事案件

固定資産評価審査委員会委員

松田 亮 氏

を選任することに同意しました。

監査委員

小林 清春 氏

を選任することに同意しました。